

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 6 月29日

【会社名】 スーパーバッグ株式会社

【英訳名】 Superbag Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 樋口 肇

【本店の所在の場所】 東京都豊島区西池袋 5 丁目18番11号

【電話番号】 (03)3987-9201

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 兼平修一

【最寄りの連絡場所】 埼玉県所沢市若狭 1 丁目2602番地

【電話番号】 (04)2938-1222

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 兼平修一

【縦覧に供する場所】 スーパーバッグ株式会社 大阪支店
(大阪市都島区東野田町 1 丁目20番 5 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2023年6月29日の第86回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、樋口 肇、兼平修一、福田英範、本橋秀明、元木 歩を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、毛塚和男、古川 肇、村岡公一、米林和吉を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とするものであります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

任期満了により退任する監査役毛塚和男に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内で贈呈することとし、贈呈する具体的な金額、時期及び方法は、監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	10,944	23	0	(注) 2	可決 99.8
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)5名選任の件					
樋口 肇	10,941	26	0	(注) 3	可決 99.8
兼平修一	10,940	27	0		可決 99.8
福田英範	10,936	31	0		可決 99.7
本橋秀明	10,941	26	0		可決 99.8
元木 歩	10,941	26	0		可決 99.8
第3号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件					
毛塚和男	10,930	37	0	(注) 3	可決 99.7
古川 肇	10,931	36	0		可決 99.7
村岡公一	10,930	37	0		可決 99.7
米林和吉	10,930	37	0		可決 99.7
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額設定 の件	10,926	41	0	(注) 1	可決 99.6
第5号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	10,923	44	0	(注) 1	可決 99.6
第6号議案 退任監査役に対し退 職慰労金贈呈の件	10,341	626	0	(注) 1	可決 94.3

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。